

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第24号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) … 2
- 告示第25号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) … 2
- 告示第26号 市道路線の供用の廃止……………(建設総務課) … 2

### 公 告

- 公告第4号 国土調査による地図及び簿冊の作成  
 ………………(建設総務課) … 2

### 公 営 企 業

- 公告第4号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定…………… 3

**告 示**

**宇治市告示第24号**

市道路線の区域の変更について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。  
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年2月7日から14日間  
 令和2年2月7日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
羽戸山 菟道線	菟道滋賀谷19番地の9 菟道滋賀谷19番地の9	前	8.0 ～23.0	39.0	
	菟道只川56番地の1 菟道只川56番地の1	後	22.0 ～60.4	39.0	
神明6 号線	神明石塚39番地の41 神明石塚39番地の41	前	3.1 ～4.9	15.3	
	神明石塚39番地の41 神明石塚39番地の41	後	4.9	15.3	
横島町 205 号線	横島町大川原57番地の6 横島町大川原57番地の5	前	4.8 ～8.5	38.8	起点地番「横島町大川原57番地の6」を「横島町大川原57番地の5」に改正。
	横島町大川原57番地の5 横島町大川原57番地の5	後	6.5 ～8.5	38.8	
横島町 210 号線	横島町十一88番地の1 横島町十一88番地の1	前	6.0	55.0	
	横島町十一88番地の1 横島町十一88番地の1	後	6.5	55.0	
広野町 117 号線	広野町寺山99番地の32 広野町寺山99番地の32	前	3.6 ～5.2	11.9	
	広野町寺山99番地の32 広野町寺山99番地の32	後	4.0 ～5.5	11.9	

広野町 127 号線	広野町寺山86番地の7 広野町寺山86番地の7	前	4.6 ～6.5	3.3
	広野町寺山86番地の7 広野町寺山86番地の7	後	4.4 ～6.1	3.3

**宇治市告示第25号**

市道路線の供用の開始について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。  
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年2月7日から14日間  
 令和2年2月7日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
羽戸山菟道線	菟道只川56番地の1 菟道只川56番地の1	令和2年2月7日
神明6号線	神明石塚39番地の41 神明石塚39番地の41	令和2年2月7日
横島町205号線	横島町大川原57番地の5 横島町大川原57番地の5	令和2年2月7日
横島町210号線	横島町十一88番地の1 横島町十一88番地の1	令和2年2月7日
広野町117号線	広野町寺山99番地の32 広野町寺山99番地の32	令和2年2月7日

**宇治市告示第26号**

市道路線の供用の廃止について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を廃止します。  
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年2月7日から14日間  
 令和2年2月7日

宇治市長 山本 正

路線名	供用廃止の区間	供用廃止年月日	備考
宇治206号線	宇治老番156番地 宇治下居1番地	令和2年2月7日	

**公 告**

**宇治市公告第4号**

国土調査による地図及び簿冊の作成について  
 宇治市平尾台四丁目地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。  
 なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。  
 令和2年2月7日

宇治市長 山本 正

- 1 地図及び簿冊の名称  
平尾台四丁目の地籍図原図及び地籍簿原案
- 2 閲覧期間  
令和2年2月8日から同月27日まで（同月9日、15日、16日、22日及び24日を除く。）
- 3 閲覧場所  
(1) 宇治市平尾台西集会所（令和2年2月8日、10日、11日、12日及び23日に限る。）  
(2) 宇治市建設部建設総務課（令和2年2月10日及び12日並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、宇治市長に対し、訂正の申出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中の9時30分から16時00分までの間とする。

## 公 営 企 業

### 宇治市上下水道事業公告第4号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年1月20日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年2月7日

宇治市長 山本 正

指定番号 第472号 いけうち住設株式会社  
指定番号 第473号 株式会社アズクリエイティブ

